

委員会報告

総務経済委員会

◆陳情審査報告

◆陳情第一号

「泊原発の再稼働と高レベル放射性廃棄物最終処分場に関する陳情」

審査の結果、電力の安定供給や研究段階である事などの意見が出され賛成少数で不採択となりました。

◆陳情第三号

「TPP交渉参加断固阻止に関する陳情」

審査の結果、願意妥当として採択されました。

厚生文教委員会

◆陳情審査報告

◆陳情第二号

「安心できる介護制度の実現を求める」意見書の採択をもとめる陳情

審査の結果、願意妥当として採択されました。



意見書

第一回定例会では、次の四件の意見書が提案され、いずれも全会一致で採択し国の関係機関に送付されました。

◆意見書第一号

平成二十五年度地方財政対策に関する意見書

厳しい国の財政事情から、国に先駆けて、地方公務員の給与の独自削減や定数削減を行ってきたにもかかわらず、今回さらに地方公務員の給与削減を求めるために地方交付税を一方的に削減したことに抗議したものです。

◆意見書第二号

生活保護の改善に反対する意見書

社会保障審議会は、生活

扶助基準の引き下げをはじめとした生活保護法の「改定」を報告書としてまとめました。

このことは生活保護を受けられない新たな生活困窮者を生み出すだけでなく、就学援助、地方税、国民健康保険税、保育料などの減免にも影響することから、最後のセーフティネットの崩壊につながり、国民に不安と一層の生活苦をもたらすことになるので改悪に反対したものです。

◆意見書第三号

安心できる介護制度の実現を求める意見書

二〇一二年四月の介護保険改定から、サービスの低下、利用料の負担増、ヘルパーの収入減や介護事業所の経営悪化が表面化してきたことを考慮し、介護保険制度の改善を求めたものです。

◆意見書第四号

TPP交渉参加断固阻止に関する意見書

TPPは一次産業のみならず医療、公共事業、金融、食の安全、雇用など様々な分野に影響が及ぶことからTPP交渉への不参加、多様な農業の共存を明確に位置付けた貿易ルールの確立を求めたものです。



JAしべちゃ

条例

議会提案

標茶町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

○「地方自治法の一部を改正する法律」が、昨年九月五日に公布され、「議会及び町による適切な権限の行使の確保」「住民自治の更なる充実」を図るため改正が行われたものです。

標茶町議会会議規則の制定について。

○今まで「常任委員会」、「議会運営委員会」及び「特別委員会」が法により条建てられていたが、これらが地方自治法の改正に伴い、一つの条文に統合され、委員の選任等については条例に委任されたことにより改正が必要となったものです。

条例の制定

第一回定例会

◆議案第70号

標茶町暴力団排除条例の

制定について

* 町民の安全で平穏な生活の確保、社会経済活動の健全な発展及び青少年の健全な育成を図ることを目的として制定されました。

◆議案第75号

標茶町指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例

◆議案第76号

標茶町地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係わる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

* 議案第75号、議案第76号の条例は、従来厚生労働省で定めることとされていますが、「地域主権改革一括法」により、市町村が定めることになったことから新たに条例が制定されました。

◆議案第1号

標茶町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定

* 議案第1号は、国が平成二十四年五月十一日公布の措置等を定めたことにより、第一回臨時会で提案され厚生文教常任委員会に付託し、採択されました。

◆議案第3号

標茶町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係わる道路の構造に関する基準を定める条例の制定

◆議案第4号

標茶町道路構造の技術的基準等を定める条例の制定

◆議案第5号

標茶町準用河川管理施設等の構造の基準を定める条例の制定

* 議案第3号、第4号、第5号は、「地域主権改革一括法」の制定に伴い本町に必要な部分を町条例で定める事となり、第一回臨時会で提案され総務経済常任委員会に付託し、採択されました。

◆議案第6号

標茶町生活館条例を廃止す

る条例の制定について
* 虹別生活館を虹別地区学童保育所として使用していたが、虹別酪農センター改修工事に伴い同施設の図書室で開設されることから廃止されました。

◆議案第7号

標茶町青少年会館条例を廃止する条例の制定について
* 体育施設の環境整備が図られ、スポーツ活動の拠点の全てが移され、今後、利用の見込みがないことから廃止されました。

◆議案第8号

町議会等から出頭を求められた者の費用弁償に関する条例の制定について

* 地方自治法の改正により、議会での公聴会開催や参考人の意見聴取は本会議において可能となり、出頭人への費用弁償に関する引用規定と法制執行上の観点から改正されました。

◆議案第9号

標茶町立幼稚園及び管理に関する条例の一部を改正す

る条例の制定について
* 新年度に向け職員配置の見直しに伴う条例の改正がされました。

条例外

○工事委託契約の変更に
いて

平成二十一年六月十六日議案33号をもって、議決を経て締結した「畜産担い手育成総合整備事業標茶西部地区にかわる牧場施設設置工事委託」の委託契約を次のとおり変更されました。
契約金額 2億814万円を、1億7508万7992円に変更。
○農業用施設取得の変更に
ついて、

平成二十一年六月十六日議決の畜産担い手育成総合整備事業標茶西部地区にかわる農業用施設の取得について、次のように変更されました。
契約金額 1億9753万9千円を、4200万4千円に変更。